

相談支援従事者初任者研修の受講要件となる実務経験一覧表

業務の範囲	相談支援専門員	
	業務内容	実務経験年数 必要となる
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者 ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○精神障害者地域生活支援センターに従事する者	3年以上
	イ 施設等における相談支援業務 ○一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これに準じる事業 ○児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、その他これらに準ずる施設の従業者 ○障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、その他これらに準ずる施設の従業者	5年以上
	ウ 次のいずれかに該当する者が実施する、病院若しくは診療所における相談支援業務 （1）社会福祉主事任用資格者 （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※を有する者 ※ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理士	
	エ 障害者職業センター、障害者就業、生活支援センターにおける相談支援業務	
	オ 特別支援学校その他これに準じる機関における就学相談・教育相談・進路相談の業務	
	② 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、その他これに準じる施設 ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業 ○病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10年以上
	③ 有資格等 キ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記カの直接支援業務 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修を修了した者 （3）児童指導員任用資格者 （4）保育士 （5）精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
	上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等（※）による業務に5年以上従事している者 ※ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理士	3年以上

※ 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。